

第 6321 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 15日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続した建物の取得価額

Q : 父親の相続で取得した事業用建物の取得価額は、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

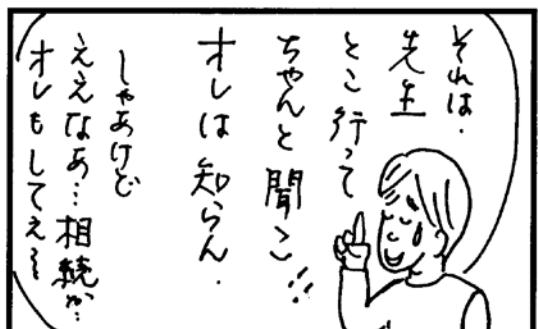
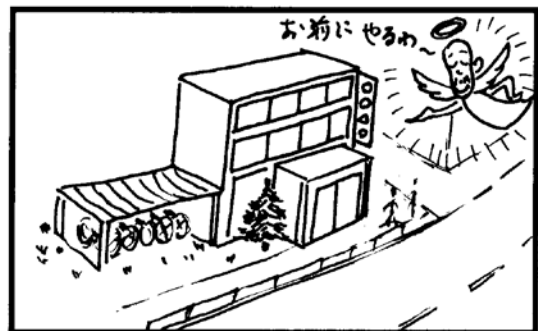
被相続人の事業用財産を相続により引き継いだ相続人が、引き続き事業を行う場合の減価償却資産の取得価額は、その減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における取得価額に相当する金額とされています。

したがって、被相続人の取得価額や取得日、耐用年数を適用するとともに、被相続人の帳簿価額も引き継ぐこととなります。

ただし、償却の方法については、平成19年4月1日以後取得する建物については、旧定額法ではなく、新定額法によることとなっています。

なお、相続について、限定承認をした場合には、被相続人に対して所得課税が行なわれますことから、取得価額の引継ぎは行われず、相続時の時価が取得価額となります。

そして、この場合には、中古資産を取得したのものとして取り扱われることとなりますので、使用可能期間を合理的に見積もった年数又は中古資産の見積簡便法によって計算した年数をもって耐用年数とすることが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】